

政策提言等に関する指針の骨子について（案）

1. 指針（ガイドライン）策定の主旨

一関市議会基本条例第3条では、議会の基本方針の一つとして、「独自の政策立案や政策提言に取り組むこと」を掲げ、また、同条例第12条では「議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする」と定めている。

今回、議会改革の一環として政策立案、政策提言を進める手順や手続き等に関する指針（ガイドライン）を策定し、議会及びこれを構成する各議員による政策立案、政策提言の実践をさらに進展させようとするものである。

2. 指針における用語の定義

(1) 政策立案

市政における課題の解決や住民福祉の向上を図るために必要な政策に関する条例案を議会に提案すること。（→政策条例）

(2) 政策提言

市政における課題の解決や住民福祉の向上を図るために必要な政策を提言書としてまとめ、市長等に対しこの提言書の提出をもって提案すること。

3. 政策提言等の実行主体

市政における課題は、常任委員会の所管事務調査によって把握、調査することが多いことから、指針で定める政策立案、政策提言の実行主体は常任委員会とする。

※ 議員個人や議員連盟などによる政策立案（発議権）は、この指針に縛られるものではない。

4. 政策立案、政策提言の進め方（政策サイクル）

(1) 常任委員会における調査検討テーマの設定

市民と議員の懇談会、市民からの請願や陳情、日常の議員活動などを通じ常任委員会として調査するテーマを設定する。（1～2項目程度）

(2) 常任委員会における調査期間

委員の任期内とする。（1年半程度）

(3) 常任委員会での調査、検討方法（課題に応じて以下から対応する）

- ・ 市当局からのヒアリングおよび質疑
- ・ 市民団体、業界団体等からのヒアリング、意見交換（懇談会）
- ・ 現場視察、現地調査
- ・ 先進地視察
- ・ 参考人招致、公聴会、有識者等の専門的識見の活用
- ・ アンケート、パブリックコメント
- ・ 常任委員会の代表質問

※委員会内での協議の際は、委員（議員）間討議を積極的に行う。

(4) 常任委員会における素案作成

調査を通じ、政策立案、政策提言の必要性を協議する。

必要と判断した場合は、政策立案（政策条例）または政策提言の素案を作成する。その際、適宜、市当局との調整（すり合わせ）を行う。

(5) 調査結果の共有、素案の深掘り

全議員で構成する「政策検討会議（仮称）」に調査結果と素案を報告し、情報を共有するとともに、議員間討議を通じて、議員からの意見を聴取する。

(6) 最終案の確定

常任委員会において、政策検討会議（仮称）での意見を踏まえ、素案の所要の改正を行ったのち、あらためて政策検討会議（仮称）で説明し、異論がないことの確認をもって案を確定させる。→ 最終的には常任委員会で決定

(7) 政策立案の提案、政策提言の提出（決議案）方法

① 政策立案（政策条例）

発議による条例案の形式を整え、所定の期日までに議長に提出するものとする。

② 政策提案

政策提言をする手法として、単に提言書を当局に提出する方法のほか、提言書のとおり提言することについての決議案を議会に提案するという方法があり、これを第1優先として行う。

発議による決議案の形式を整え、提言書を添えて、所定の期日までに議長に提出する。決議案が可決された場合は、議場で提言書を提出する。

※決議案としない場合は、議場とは別に提言書を市長等へ手交するが、その際の提言書の内容は、議員全体の下承を得たものとする。

(8) 政策立案の提案、政策提言の提出時期

常任委員会の任期内に提案できるよう取り進める。

なお、政策が予算を伴うものであるときは、予算編成等の都合上、遅くとも前年の9月末までには行うよう配慮する。

5. フォローアップ

政策提言した内容の施策への反映状況については、所管する常任委員会で調査を行う。（調査は全ての提言事項ではなく、常任委員会で選定する）

調査結果をふまえ、正当な理由がなく政策が実施されないとき、政策が進捗していないとき、政策の実施が適性又は有効性を欠く場合は、常任委員会から口頭により確認を求めることとする。（または常任委員会の代表質問等で質すこととする）

6. 常任委員会任期内に政策立案、政策提言等ができなかった場合の措置

次の任期の委員で構成される常任委員会に申し送りすることとする。ただし、この申し送りは、次期の常任委員会による政策立案等を義務付けするものではなく、当該申し送りを受けた常任委員会の判断に委ねる取扱いとする。